

起因物、事故の型：ボール盤、フライス盤 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労 働 者 規 模
1	14～ 15	弊社工場内でフライス盤にて鋳物を加工するため、プレートで研磨中に誤って左手をフライス盤に乗せてしまい、機械の回転の勢いに左手が巻き込まれ、左手親指の先を切断した。	41	11209	10 ～ 29
1	11～ 12	ポール板（機械名）で作業中、約5センチ位の製品の面取り作業中、軍手が巻き込まれ、左手人差し指を負傷し、9針縫った。	43	11301	10 ～ 29
1	10～ 11	フライス盤作業で加工開始した時、設置していた加工部品が傾いたため、部品を押さえるため右手を回転切削部に差し入れ、軍手が巻き込まれ、右手小指の第2関節を切断した。	21	10801	30 ～ 49
1	8～9	加工作業場にてボール盤を使用し、アルミの苗ラックの穴あけ作業をしていた。軍手をした状態で切り粉を取り除こうとした時、回転したままのドリルに軍手が巻き込まれ、右手薬指を切断した。	36	11209	10 ～ 29
1	8～9	本社工場にてボール盤を使用しての穴あけ作業中、左手に手袋をして品物を固定し右手でドリルを回転加圧させていたが、左手がドリル近くにあったため手袋が絡み、手袋と一緒に左手をドリルに巻き込み怪我をした。	39	11502	10 ～ 29
1	9～ 10	プレス工場ドリル加工作業をしている時、ドリル機を停止せずにワークを取り換え時、作業者が軍手を装着しており、右手甲部分にドリルの刃が接触した際に巻き込まれ、とっさに左手で電源をOFFにした。	39	11402	10 ～ 29
1	16～ 17	事務所加工場内に於いて、固定式ドリルを使用して鋼材に穴を開けていた時に材料が横転しそうになり、咄嗟に左手で支えた為機械に巻き込まれ、	64	11209	1～ 9

		左手小指及び薬指を負傷した。			
1	15~16	本社工場内東棟機械加工場にて、汎用フライス盤を使い鋳物で出来た品物の平面加工実施中に、何らかの理由・原因により、右手にはめていた軍手もしくは袖口が回転中の刃物に巻き込まれ、その勢いで体ごとフライス盤のテーブル上まで持ち上げられ、巻き込まれてしまった。	41	11301	10 ~ 29
2	13~14	設備予備品置場で、ボール盤で穴あけ加工時、加工が困難（ドリルの摩耗）になった為、ドリルの交換作業中に、ドリルを固定しているチャックをチャックハンドルで緩めようとした時、自動回転設定中で回転停止（強制回転停止）に設定していなかった為、主軸にわずかに下降してしまったことで回転用リミットスイッチが入り、自動で回転してしまい、チャックハンドルが革手に引っ掛かり左腕が巻き込まれた。左前腕部を骨折した。	60	11502	100 ~ 299
2	13~14	工場内で、マグネットドリルのキリを換えようとしている時に左手でドリル刃物の上部を持ち右手で軍手をしたままドリル刃物をつかみ外そうとした。本来は、巻き込み防止のために素手か革手袋を着手するが、当該作業者は軍手をして作業に臨んでしまっていた。交換作業中に、電源を切らずに作業していたため、途中でスイッチを作動させてしまい手が巻き込まれ、右手の指を負傷してしまった。	43	11209	1~ 9
2	11~12	機械加工場内で工作機械作動中に鉄柱を機械の隙間を通り、奥に工具を取りに行った。奥から戻ろうとした時にちょうど機械がXプラス方向一杯（機械と鉄柱の間10cm）になってしまったため、上半身が機械と鉄柱の間に挟まってしまい右耳部と左側頭部を裂傷、及び左肋骨を骨折してしまった。	58	11109	50 ~ 99
2	8~9	フライス作業中、敷板がエンドミル（刃物）に接触しかけたので、敷板を移動させようとしたところ、左手がエンドミルに接触し、巻き込まれた。	52	11301	30 ~ 49
2	10~11	ボール盤を使用中にドリルに軍手が巻きつき右手が巻きついてしまった。部品穴明け中。	20	11502	1~ 9
		被災労働者がボール盤を使用して製品の穴明け作業に従事していたが、加			

2	10~11	工数が多く急いでいたので、ボール盤を主軸を停止せず脱着作業を行った為、主軸に付いている回転工具に手袋着用右手を巻き込まれ負傷したものである。	33	11301	50 ~ 99
2	11~12	鉄板に穴明けをするポンチングマシン（倣い）を操作中、鉄板を掴むクランプに鉄板をセットした時、左の人差し指が鉄板とクランプの間にあるのに気付かず誤ってフットスイッチを踏んでしまい左人差し指をクランプに挟んで指先を負傷した。	60	30201	30 ~ 49
3	10~11	被災者は、事業場内でエンジブロアー修理のため、約5cmのプラスチック部品に穴を開ける作業に従事していた。卓上ボール盤（ドリル）の刃を上げた状態で、部品を手に持ち手で調整しながら穴開け作業を行っていた際、両手に軍手をしていたため、右指先がドリルの刃に触れ軍手が巻き込まれ、右手人差し指を第一関節まで負傷した。	42	50202	1~ 9
3	13~14	工場内にて穴あけ作業中、ボール盤に巻き込まれて指を骨折した。	75	11709	10 ~ 29
3	16~17	本社機械第2工場にて、工作機械（NC横中ぐり盤）で本体加工検取中に、回転しているΦ50mmのカッターを回転していないと思い込み、ワークの状態を確認するため覗き込もうとし、右手首辺りを持っていき、手首から肘まで巻きこまれた。	34	11301	100 ~ 299
3	9~10	当事業所内にて、フライス盤で真鍮板を加工中、刃物が右腕の服に引っ掛かり、巻き込まれ負傷した。	74	11401	1~ 9
4	16~17	ドリルを使用して鋼管をカットする際に、鋼管を押さえていた左手をドリルに巻き込まれて受傷した。	78	11209	1~ 9
4	15~16	フライス盤で製品を加工中、工具に指を近づけてしまった為、左人差し指を挟んでしまった。	31	11301	1~ 9
4	11~	同工場内にてボール盤を使用し製品のバリ取り作業中、左手が回転部に接	63	11301	10 ~

	12	触しまき込まれ、親指を負傷した。			29
4	17～ 18	ボール盤で25t×210×300の厚板に25丸穴加工中、切粉が腕抜きに引っ掛かり、腕を巻かれた。	65	11305	30 ～ 49
4	9～ 10	会社工場内にてフライス盤を使用して平鉄の長穴加工の作業中、フライス盤のドリルが回転している状態で、手袋（やや厚手）をしたままオイルノズルを避けようとしたとき、誤って手袋ごとドリルに巻き込まれ、左手環指を負傷した。	60	11301	1～ 9
5	9～ 10	工場内保全場で材料の面出しを行う為、フライス盤を使用中、ドリルが回転したままの状態ですり具合を左手人差し指で確認した際、ゴム手袋が巻き込まれた。	39	11502	30 ～ 49
5	8～9	派遣先において、加工用カッターの交換作業中、本来は、最初に加工用スライドテーブルを右側にスライドさせ主軸を持たずに交換作業に入らなければならないところ、左側にテーブルを置いたままの状態ですり具合を左手で持ち、右手で操作盤の操作を行いながらテーブルを右側にスライドさせた際、テーブルと主軸の間に左手中指が挟まれ負傷した。	41	170101	500 ～ 999
5	8～9	横型専用フライス盤（中心溝切削機）の工具交換作業で、テーブル送りのボタンを押しながらテーブルを右限界へ移動し主軸ナットを緩め工具（カッター）を外すべきところ、左限界の位置で主軸ナットを緩め工具を外そうとしていた。手順の間違いに気付き、ナットを緩めていた為、工具とテーブルが干渉しない様に左手で主軸カラーを押さえて、テーブル送りのボタンを右手で押してテーブルを右へ移動したところ、主軸カラーとテーブルの隙間に左手中指を挟んだ。	41	11305	500 ～ 999
5	9～ 10	整備工場にて卓上ボール盤でアルミの板に穴をあける作業中、軍手をしていた右手でアルミ板の位置を修正しようとしたところ、誤ってドリルに触れ、軍手が右手の指ごと巻き込まれた。	18	11701	50 ～ 99
		当社内の整備工場にて、マフラーカバー用装着金網にボルト締め用の穴を			100

5	14~ 15	開ける作業をボール盤にて作業中に、金網がボール盤ドリルに巻き付き、金網を手で押さえていた為に、金網に引っ掛かった革手袋と一緒に持って行かれ、左手親指先端、及び左手首下部を骨折した。	42	40301	~ 299
5	14~ 15	当工場内にて、角パイプをボール盤で穴をあけている時、右手で切粉を払おうとしてボール盤のドリルに皮手袋ごと右手薬指が巻き込まれてしまった。	23	11209	10 ~ 29
5	13~ 14	工場内でアルミのアンクルにボール盤でΦ14の穴をあけている時、アルミの切り屑に手袋をとられて、ドリルに手袋が絡み、右手人差し指骨折、中指脱臼、薬指捻挫の怪我をした。	42	11209	10 ~ 29
5	9~ 10	大型ラジアルボール盤にてノック抜け止めのTAP加工中（M12）、切粉を吹き飛ばそうとエアダスターを右手に持ち刃具近くまで突き出した際、切粉が引っ掛かって右手の中指と親指を骨折および裂傷した。	29	11209	30 ~ 49
6	9~ 10	工場内にて、卓上ボール盤を使用して、鉄板の穴あけ作業中、穴あけした鉄板をボール盤の台より動かそうとしたところ、右手薬指の先端が誤ってボール盤のドリルの先に引っ掛かり、そのため右手がドリルに巻き込まれ、右手薬指を負傷した。	54	11403	10 ~ 29
7	11~12	トラックの荷台で作業中、足を滑らせて左足をパレットに強打し裂傷を負った。	28	11301	1~ 9
7	17~18	自社工場にて鉄板に穴あけ作業中、回転するボール盤の刃にまきこまれ、右腕断裂。	48	11209	1~ 9
7	18~19	ボール盤にて穴明け作業中通常なら固定具で板を固定するところ数量が少なかったため固定具を使わず、手で固定したため機械の回転に指を巻き込まれた。	61	11209	10 ~ 29
7	14~ 15	当工場内のタッピングボール盤でガス機器部品を製造中に右手人差し指の先端を巻き込み負傷した。ゴム手袋で作業すべきところ軍手をしていたこともあり負傷につながってしまった。	72	11209	1~ 9
		工場の組立場で、部品の内径を大きくするため、ボール盤を使って削る作			30

7	11～ 12	業をしていたところ、リーマ棒に巻き込まれ、薬指を骨折した。最初は素手で作業していたが、指が痛くなってきたので手袋をしたところ、巻き込まれたものである。	69	11301	～ 49
7	16～ 17	工場内で穴あけ作業中、ボール板で穴あけをするときに切りカスが出るため、出た切りカスを左手で取ろうとして、皮手の先がドリルに巻き込まれてしまい、中指の皮がはがれて骨だけとなり、また、人差し指の第一関節を脱臼した。	71	30309	1～ 9
7	14～ 15	作業所内で、鉄に穴をあけるボール盤作業中、作業服の左袖が回転しているボール盤に巻き込まれ、ボール盤の先端で左上腕部を5、6cm切った。	46	11209	10 ～ 29
7	16～ 17	工場内の機械作業場において、ボール盤で穴あけ作業中、ボール盤の回転を止めずに左手で切粉を取り除こうとした際、左手をボール盤に巻かれ負傷した。	19	11301	10 ～ 29
7	16～ 17	現場内で、タッパー機械でF・Bにタップ穴加工の作業をしていた際、ハンドルレバーを離し、F・Bを取ろうとしたとき、右手の人差し指の軍手が刃に当たり、軍手が引っ掛かってしまい、人差し指が巻き込まれ、右手人差し指第二関節に脱臼と創傷を負った。	62	11209	30 ～ 49
7	11～ 12	工場内でボール盤作業中、機械ドリル芯棒に左手中指が巻き込まれ、左手中指第2関節を損傷した。	76	11209	10 ～ 29
7	10～ 11	工場内のボール盤で、円形鉄板（直径4.5cm、厚さ3mm）に穴あけ加工中、作業がほぼ終了した時点でキリコを取り除こうとして、手袋をしていたために機械に巻き込まれ、右手薬指第2関節を負傷した。	68	11209	1～ 9
7	10～ 11	左腕を機械（リーマ）の回転に巻き込まれ、左手を切断したものである。鉄板にあけた孔を少し大きくするため、ボール盤でリーマを通す作業を始めたとき、鉄板も回転したため、慌てて鉄板に溶接してある鉄筋を掴んだところ、左腕をリーマの回転に巻き込まれた。穿孔作業時には、材料の回転を防ぐために、材料を固定する金物を使用すべきところ、品物が比較的	70	11209	10 ～ 29

		小さかったため、その措置を怠ったのが原因と思われる。			
9	10～ 11	内作場の整理整頓の一環として、エアコンのドレン受けの製作を被災者が思いつき、内作場設置のボール盤（ホルソー刃取付）を用いて樹脂製カラーコーンの穴開け作業を開始した。被災者がカラーコーンを押さえ、同僚がハンドルを操作して、4か所目の穴を開けようとした時、軍手が刃に引っ掛かり、右手人差し指を巻き込まれ被災した。直後に同僚がボール盤のスイッチをOFFにした。被災者はボール盤作業時の手袋使用禁止のルールは知っていたが、カラーコーン切断面のバリからの保護を優先して軍手を着用していた。樹脂製カラーコーンは、変形しやすく、固定が難しかった。	73	30302	1～ 9
9	16～ 17	鉄工所内にて金属用ボール盤を使ってナットの穴を広げる作業中、誤って左手の手袋がボール盤のドリルに触れてしまい、手袋がドリルに巻きついてしまい、左手も巻き込まれた。	59	11209	1～ 9
9	8～9	構内作業場にて、直立ボール盤を使い鉄板に穴を開ける作業中、誤ってボール盤の回転軸に左手の手袋が巻きつき、そのまま腕が巻き込まれた。なんとか右手でスイッチを切り、回転を止めることができたが、左手首を負傷した。痛みが激しく急いで病院を受診、橈骨骨折と診断された。	50	11301	10 ～ 29
9	15～ 16	東側第一工場、ボール盤の所において、コ型材に穴を開けるため、位置あわせをしている時、皮手袋がドリルに接触をして巻き込まれ、右手人差し指を負傷したものである。	37	11209	1～ 9
10	18～ 19	工場にてフラットバーにボール盤で穴あけ作業をしている時に、切り粉がドリルに巻きついている状態で、電源を切らずに製品を変えようとした際、左手の手袋の穴があいている部分に切り粉が巻きつき、手が巻き込まれた。	41	11502	10 ～ 29
10	11～ 12	造船所本社工場にて建造中の第236番船199型ひき船海難枚助船の船尾室内において乙ペラ取り付け上部フランジの締め付用取り付けボルトの穴明け作業中、穴明機（アトラエース35m/m）の刃を交換して、被害者本人が穴明け駆動確認のためスイッチを入れた所軍手をはめていた左手が穴明機	67	11501	50 ～ 99

		の刃にからまり左手薬指先端を負傷する。			
11	14~ 15	工場内切断機にて、切断した材料（鉄製：縦10cm、横8cm、高さ5cm）を左手で取り出す折に、手元が狭く持ちづらかったので、材料を固定するクランプを広げるため右手で開のスイッチを押すべきところ、誤って閉のスイッチを押したため、左手小指をクランプと材料の間で挟み負傷した。	45	170101	100 ~ 299
11	14~ 15	ボール盤でパイプ穴加工中、品物を動かそうとして、手が回転しているキリに当たり、左手の人差し指が巻き込まれた。筋が切れていて縫った。	26	11209	1~ 9
11	9~ 10	工場内で角パイプに穴あけ作業中、回転しているドリルの周りの切くずを除去しようとしている時に、ドリルに付いていた切粉が右手の甲側に絡みつきドリルの回転方向（右回転）に巻き込まれた。※手袋は、手のひら側がゴムで甲側が布のものを使用していた。	23	11209	1~ 9
12	11~12	加工職場にて、ボール盤を使用したタップ加工中に、バイスに挟んだ母材を入れ替える際、回転を停止させないまま行い、誤って右手小指が回転中のタップにまき込まれてしまった。	73	11301	—
12	11~12	加工職場にて、ボール盤を使用したタップ加工中に、バイスに挟んだ母材を入れ替える際、回転を停止させないまま行い、誤って右手小指が回転中のタップにまき込まれてしまった。	73	170101	10 ~ 29
12	16~17	工場内において、フライス盤を使用し部品の側面を削っていた際、切削工具を止めずに手前にあったゴミ（切粉）を取ろうとした瞬間、誤って回転工具と加工部品の間で右手示指が巻き込まれ負傷した。	23	11301	10 ~ 29
12	16~17	工場内にて、ボール盤での穴あけ加工の段取り中、部品とタップの間に左手が挟まれた。	35	11503	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html